



株式会社Grand Life

グループ内事業所



訪問看護ステーションベすと



訪問看護ステーションベすとサテライト

看護リハビリステーションAce



児童発達支援 保育所等訪問支援More



マッチ相談支援ステーション



THE BODY VIKING



私たちの目指すところ

株式会社 Grand Life は、訪問看護ステーションを中心に、児童発達支援や相談支援の事業所を展開している医療・福祉のグループです。

すべての障がいのある方やお子さんが、できるだけ身近な地域で、日常生活や社会生活に必要な支援を受けられることを大切にしています。

事業所同士がしっかりと連携しながら、1人ひとりの個性やペースを尊重した、あたたかい支援を届けられるよう心がけています。

微力ではありますが、みなさんの力になれるよう努めてまいりますので、どうぞお気軽にご相談ください。



株式会社GrandLife QRコード

<https://www.grandlife-inc.com/>

アクセス



◎マッチ相談支援ステーション

〒184-0005

東京都小金井市桜町2-12-32

セレーサ小金井102号

☎ 042-202-2094

FAX 042-316-3438

■指定特定相談支援事業所(1333300687)

■指定障害児相談支援事業所(1374100202)

(開室時間 平日9時～15時)

◎まずはご相談ください

マッチ相談支援ステーション

利用のご案内



マッチ相談支援 ステーション の役割

相談支援事業所は、障がいのある方が日常生活や社会生活の中で、困ったことやわからないことがあったときに、気軽に相談できる場所です。
どうぞ安心してご活用ください。

当ステーションは、指定特定相談支援事業所および指定障害児相談支援事業所として運営しています。

対象地域

小金井市周辺地域その他地域は応相談



■サービス利用計画案の作成は どういう時に必要なの？

(具体的な手続きの流れについては、➡
小金井市の例をご参照ください)

(例)	
障害児 通所支 援	児童発達支援
	医療型児童発達支援
	放課後デイサービス
	居宅訪問型児童発達支援
	保育所等訪問支援

上記のような障がいのあるお子さんを対象とした福祉サービスを利用する際には、サービス等利用計画案の作成が必要になります。

計画案は、ご自身で作成する「セルフプラン」のほか、相談支援事業所に作成を依頼することもできます。
(対象地域での相談や計画案の作成に、利用者負担はありません)

障害福祉サービスを利用するための計画案の作成も、当事業所でお手伝いしています。

■サービス利用までの流れ



利用計画案提出からサービス利用までの流れについて

1.申請

サービス利用希望者が小金井市に対して障がい福祉サービス等の申請を行います。

2.作成依頼

サービス利用希望者に対して小金井市は、利用計画案提出依頼書を発行します。既にサービスをご利用されている方には個別にご連絡いたします。

3.契約

サービス利用希望者は利用計画案提出依頼書を持って、指定特定相談支援事業者等に利用計画案の作成を依頼します。事業者と契約し利用計画案を作成してもらうことになります。

4.計画案作成

指定特定相談支援事業者等が利用計画案を作成し、その他必要書類を添えて小金井市に提出します。

5.支給決定及びサービス等の利用

小金井市は提出された利用計画案を参考に支給決定を行い、受給者証を発行します。その後正式に作成された利用計画をもとにサービスを利用していただきます。

6.モニタリングの実施

指定特定相談支援事業者等がモニタリング期間に応じて、その後の生活状況などを確認し利用計画を見直します。

例) 小金井市の場合。他市町村も同様。(小金井市HP抜粋編集)